

定期報告制度の改正について

定期報告制度の内容を定めた告示が改正され、令和7年7月1日から施行されます。告示では調査、検査の項目等が変更されますが、市では建築基準法施行細則(以下「細則」)を改正し、従来通りの定期報告を求める予定です。

< 告示改正概要 >

- ① 特定建築物と建築設備の調査項目が一部重複していたため、特殊建築物の調査項目から建築設備に関する部分を削除して整理した。
- ② 防火戸等(常時閉鎖)は特殊建築物の調査項目にしていたが、効率性に配慮し、防火設備の定期検査において実施することとした。
(従来通りとすることも可能)

特定建築物 3年に1回

建築物の外部・内部など

①建築設備 削除

②防火戸等(常時閉鎖)削除

建築設備 1年に1回

換気設備(中央管理方式)

非常用照明(バッテリー式を除く)

排煙設備(機械式)

①上記以外の建築設備

防火設備 1年に1回

防火戸等(随時閉鎖)

②防火戸等(常時閉鎖)

特殊建築物の項目として3年に1回の報告も可能

< 細則改正概要 >

従来通りの項目等で定期報告を求める

- ・ 建築設備、防火設備の報告は1年に1回必要。
- ・ 報告者の負担が増大しないよう、従来通り特定建築物の報告時(3年に1回)の検査とする。
- ・ 調査項目は重複しないよう細則に定める。

特定建築物 3年に1回

建築物の外部・内部など

★以外の建築設備

防火戸等(常時閉鎖)

建築設備 1年に1回

★換気設備(中央管理方式)

★非常用照明(バッテリー式を除く)

★排煙設備(機械式)

防火設備 1年に1回

防火戸等(随時閉鎖)